

「令和 4 年度 北海道室蘭工業高等学校の部活動に係る活動方針」

1 目 的

- ・本校は、学校教育目標等を踏まえ、「道立学校に係る部活動の方針」に則り、「北海道室蘭工業高等学校の部活動に係る活動方針」（以下「本方針」という。）を策定する。
- ・部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する。
- ・また、教師が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行うものとする。

2 楽山生徒会会則の適切な運用

- ・室蘭工業高等学校楽山生徒会会則の精神に則り活動し、運営は楽山生徒会外局規定、楽山生徒会部・同好会規定を遵守し運用する。設置する部活動は「別表 1」に示す。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

- ・校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。校長は、これらの取組に当たって、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）等も踏まえるよう留意する。

(1) 運動部活動における適切な指導

- ・校長は、運動部顧問に対し、次のことを徹底するよう指導する。また、運動部顧問は、校長の指導を踏まえて生徒に対する指導を適切に行う。
 - スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること。

- 過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。
- 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- 生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(2) 文化部活動における適切な指導

- ・ 校長は、文化部顧問に対し、次のことを徹底するよう指導する。また、文化部顧問は、校長の指導を踏まえて生徒に対する指導を適切に行う。
- 生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること。
- 過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。
- 生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- 生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会、コンクール、コンテスト、発表会等でのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- 専門的知見を有する教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(3) 部活動用指導手引の活用

- ・ 校長は、部活動顧問に対し、関係団体等が作成した指導手引を活用するよう指導し、部活動顧問は、当該指導手引を活用するなどして、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

- ・「道立学校に係る部活動の方針」（教環第 830 号 平成 31 年 2 月 28 日通知）に則り、休養日を設定する。
- ・年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出
- ・各部の責任者（以下「部活動顧問」という。）は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ・部活動顧問は、毎月の活動計画にある活動の開始及び終了時間を遵守するとともに、計画を変更する場合は、あらかじめ校長の承認を得る。
- ・校長は、上記の各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等をもとに、教師や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて指導・是正を行う。
- ・校長は、部活動顧問に対し、当該顧問が年間及び毎月の活動計画、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料（部活動通信等）を配布するなどして、「活動方針」とあわせて、保護者・生徒の理解を得るよう指導するとともに、部活動顧問や生徒・保護者の負担が過度とならないよう指導する。

5 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

- ・校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。相談、要望は、郵便、ファクシミリ又は電子メールのいずれかにより下記の連絡先あてに提出することとする。
- ・連絡先： murokoujimu@hokkaido-c.ed.jp
- ・担当： 教頭とする。

別表 1 楽山生徒会部局・同好会顧問一覧

	部局名		
外局	図書局	新聞局	放送局
	吹奏楽局	応援団	ボランティア局
運動部	硬式野球部	サッカー部	陸上部
	ソフトテニス部	バドミントン部	バレーボール部
	バスケットボール部	バドミントン部	卓球部
	柔道部		
同好会	工業技術研究同好会	建築ものづくり同好会	